

令和4年4月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和4年4月26日（火）午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長（廣田隆延）
教育委員会委員（下古谷博司，山中秀志，吉澤時子，笠井智佳）
- 4 議場に出席した職員
教育次長（亀井正俊），教育委員会事務局参事（楠田謙治），参事兼教育総務課長（伊川歩），参事兼教育政策課長（小林佐織），学校教育課長（磯部仁），教育指導課長（西村佳代子），教育支援課長（津田由美子），参事兼地域協働課長（江藤大輔），文化財課長（山田昭弘），子ども育成課長（善福一博），書記（木葉健介），書記（佐々木良）
- 5 議事
 - （1）専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認について（教育総務課）
 - （2）専決（鈴鹿市学校給食費等に関する要綱の制定）の承認について（教育総務課）
 - （3）専決（鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の制定）の承認について（教育総務課）
 - （4）鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要綱の一部改正について（学校教育課）
 - （5）専決（鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の制定）の承認について（教育指導課）
 - （6）学校運営協議会委員の任命について（教育支援課）
 - （7）専決（鈴鹿市ふれあいセンターに係る使用料減免の継続）の承認について（地域協働課）
 - （8）佐佐木信綱記念館条例施行規則及び鈴鹿市資料館条例施行規則の一部改正について（文化財課）
 - （9）専決（鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正）の承認について（子ども育成課）
 - （10）専決（鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正）の承認について（子ども育成課）
 - （11）専決（学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正）の承認について（子ども育成課）
- 6 報告事項
 - （1）鈴鹿市教育振興基本計画 令和4年度実行計画について（教育総務課）
 - （2）令和3年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について（学校教育課）
 - （3）新型コロナウイルス感染症に関する対応について（教育総務課）

7 その他

(1) 令和4年5月教育委員会定例会の開催について

(教育総務課)

8 傍聴人 2名

(参事兼教育総務課長) 議事に入ります前に、4月1日付けの人事異動におきまして、職員の異動がございましたので、本日出席しております課長以上の職員について、改めて自己紹介をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(教育長) はい。お願いします。

《課長以上の職員から挨拶》

(教育長) 職員の皆さん、ありがとうございました。

それでは、改めまして定刻となりましたので、ただ今から令和4年4月教育委員会定例会を開催します。

本日の議事録署名委員は、山中委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第2023号「専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき書記の任免を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決しましたので、同条第2項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第2023号「専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認」につきまして、説明申し上げます。

本議案は、令和4年4月1日付け人事異動に伴い、それまで鈴鹿市教育委員会書記を兼務しておりました教育総務課総務グループの川村浩司副主幹が異動し、新たに、教育総務課総務グループに佐々木良主査が着任しましたので、2人の鈴鹿市教育委員会書記の任免を行うため、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、川村副主幹の兼務を解く発令を令和4年3月31日付けで、佐々木主査の兼務発令を令和4年4月1日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書2ページを御覧ください。まず、解く発令ですが、「事務職員 川村浩司 鈴鹿市教育委員会書記の兼務を解く 令和4年3月31日 鈴鹿市教育委員会」。次に、兼務発令ですが、「事務職員 佐々木良 鈴鹿市教育委員会書記に兼ねて任命する 令和4年4月1日 鈴鹿市教育委員会」。以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、お諮りします。議案第 2023 号「専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないということですので、議案第 2023 号を原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 2024 号「専決（鈴鹿市学校給食費等に関する要綱の制定）の承認について」、議案第 2025 号「専決（鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の制定）の承認について」及び議案第 2026 号「鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要綱の一部改正について」を、学校給食費公会計化に関する所要の整備でございますので、一括してお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市学校給食費等に関する要綱」及び「鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱」を制定するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。また、「鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要綱」の一部を改正するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第 2024 号「専決（鈴鹿市学校給食費等に関する要綱の制定）の承認」につきまして、説明申し上げます。

本議案は「鈴鹿市学校給食費等に関する条例」が、鈴鹿市議会で令和 4 年 3 月 24 日に議決を受け成立し、同条例施行規則が令和 4 年 3 月 31 日に制定されたことから関連する要綱を制定するものです。学校給食費の公会計化に向けては、口座振替依頼書の配付など令和 4 年 4 月当初から各種事務を実施していく必要があることから、「鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則」第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日付けで「鈴鹿市学校給食費等に関する要綱」の制定について専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により教育委員会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

はじめに、議案書 24 ページを御覧ください。まず、参考としまして条例施行規則について説明申し上げます。本規則では、学校給食の申込み、学校給食費の額、納付方法、納期限、学校給食費の減免、遅延損害金の計算、幼稚園給食費等について定めております。学校給食費の額は、小学校で年 46,200 円、月額では 4,200 円、中学校で年 52,250 円、月額では 4,750 円であり、令和 3 年度と同額でございます。納付方法と

いたしましては、口座振替を基本とし、口座振替を利用できない保護者等に対しましては、納付書払いとしております。なお、学校給食費の公会計化は令和4年9月から開始することから、附則に令和4年度の学校給食費の額と納期限を定めています。

それでは、議案書4ページにお戻りください。「鈴鹿市学校給食費等に関する要綱」について説明いたします。本要綱では口座振替手続きや口座振替以外の納付場所、食物アレルギーなどによる額の調整、督促など納付がなかった場合の対応等の詳細について定めています。学校給食費の納付場所といたしましては、口座振替は、市内にある8つの金融機関、納付書払いは、同金融機関の窓口、コンビニエンスストア、地区市民センター等としております。

続きまして、議案第2025号「専決（鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の制定）の承認」につきまして説明申し上げます。本議案は、教職員等の給食費について、先ほどの議案第2024号と同様に令和4年4月当初から、各種事務を実施していく必要があることから、「鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定により、令和4年3月31日付けで、「鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱」の制定について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会へ報告し、その承認を求めるものでございます。議案書33ページを御覧ください。本要綱では教職員等の学校給食費の額や納付方法等について定めています。学校給食費の額は、小学校で年46,200円、中学校で年52,250円、納付方法等は口座振替であり、先ほどの児童生徒等の場合と同様でございます。なお、給食試食会など臨時に給食を喫食する場合につきましては、学校長が取りまとめて納付書による支払いも可能としております。

（学校教育課長）それでは、私からは議案第2026号「鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要綱の一部改正」につきまして、説明申し上げます。

議案書36ページを御覧ください。現在、就学援助の給食費は対象となる児童生徒の保護者名義の通帳に振り込んでいるところでございます。先ほどの話にもありましたが、教育総務課におきまして給食費の公会計化を進めており、9月からの公会計化に伴い、就学援助による学校給食費について児童生徒に給食そのものを給付する現物給付とするよう要綱の一部を改正し令和4年9月1日に施行を目指すものでございます。

（教育長）ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（吉澤委員）どのような状況下でも対応できるようなきめ細やかな規程を策定していただきまして本当に素晴らしいなと思いました。9月1日から開始されるということですが、今の進捗状況をお聞きしたいと思います。

（参事兼教育総務課長）現在は令和4年4月当初から保護者の方々に給食の申込書と口座振替依頼書を提出いただくよう学校を通じてお願いしておりまして、ゴールデンウ

ィーク明けぐらいに回収が完了する予定でございます。また、教職員関係につきましては申込書の回収をほぼ完了しているということでございます。その先は提出いただきました口座情報や申込情報を新たに構築しますシステムの中にセットするという作業がありまして、夏休み前ぐらいまでには全体をセットする予定でございます。その後、教職員等々への研修会を実施し、9月からスタートできるように準備していく予定でございます。

(下古谷委員) 口座振替手数料は発生しないのでしょうか。もし発生するなら保護者負担なのか、学校というか行政負担なのかを教えてください。

(参事兼教育総務課長) 口座振替の手数料につきましては鈴鹿市の負担ということで保護者の負担ということはありません。

(下古谷委員) そうすると結構な額になりますね。

(参事兼教育総務課長) 基本的には1万四、五千件の口座振替が見込まれておりますので、掛ける数十円の手数料は発生するということになります。

(下古谷委員) 基本的には新入生に対して、手数料が掛かってくということになるのでしょうか。それとも学年が上がっていくと口座振替も変更していくのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 手数料は納付期限である毎月の口座振替の際にその都度掛かります。年間11回の納付期限がございますので、その都度、市の方で1万数千件の口座振替の手数料が発生します。また、新たに新入生が入ればその方の申込みはありますけれども、卒業される方もいますので同程度の児童生徒数での振替件数にはなろうかと思えます。

(下古谷委員) 振込みできる銀行などがたくさんあって保護者にとって非常にいいなと思いました。あと1点だけ教えてください。納付書を見ると左下の方に小さな字で「ATMでのお取扱いはできません。」という記載があります。そうすると機械での使用はできないので、例えばコンビニエンスストアで振り込もうとするとレジでのみの手続になるのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 恐らくこの16ページの納付書の左下の記載のところかと思いますが、こちらの納付書につきましては現金窓口の納付となりますので、コンビニエンスストアや各金融機関の窓口で直接現金と併せてこの納付書を提出いただいてお支払いいただくことになります。

(下古谷委員) 保護者の方が共働きで夜遅くになることを思ったときに24時間対応なのかというところを知りたいです。

(参事兼教育総務課長) 金融機関であれば午後 3 時で終了するかと思いますが、コンビニエンスストアであれば当然夜遅くまで営業されておりますので、そちらの窓口で収納は可能ということにはなると思います。

(下古谷委員) 時間に縛られない点で非常にいいことだと思います。

(山中委員) 8 ページの 16 条にあります「児童手当から徴収することができるものとする。」という規定はどのような段階での徴収を想定されているのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 第 16 条に記載のとおり、滞納している給食費について児童手当の保育料に関する規定に基づいて、児童手当から徴収するということになります。どうしても経済的な理由により給食費の納付が困難で滞納となってしまう御家庭に対しまして、改めて児童手当からの充当を承諾いただくという手続をさせていただいた上で、児童手当の方から給食費を差し引かせていただくということでございます。それは市と保護者の方との契約ではないですが、承諾、了解のもと書類を提出いただいた方に限って、児童手当から充当させていただくことを想定した条項になっています。

(山中委員) ということは児童手当からの徴収をどの段階で行うかについて、明確な基準はないということですね。その都度個別の対応で未納期間等を考慮してということですかね。過去には 1 年間払ってない保護者もいましたので、そこまでいくと結構な金額になってしまいます。

(参事兼教育総務課長) 基本的に滞納している方からの御相談や児童手当が発生する段階から、丁寧に対応させていただきたいと考えています。

(山中委員) 最初の段階で対応していただけるということで安心しているのですが、ごく一部の滞納が多額になってしまう事実があったときに学校現場では苦労も心的な負担もすごく多くあったことを記憶しているわけで、その負担を解消していただけるということで安心はしています。滞納については極力早い対応をしていくのが良いのではないのかと思いますので、是非よろしくお願いします。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2024 号「専決（鈴鹿市学校給食費等に関する要綱）の制定の承認について」、議案第 2025 号「専決（鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の制定の承認について）及び議案第 2026 号「鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要綱の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2024 号、議案第 2025 号及び議案第 2026 号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第 2027 号「専決（鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の制定）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱」を制定するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。

(教育指導課長) 教育指導課から議案第 2027 号「専決（鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の制定）の承認について」説明申し上げます。

設置要綱の制定の理由でございますが、文部科学省は令和 5 年から部活動改革を本格化させる方針です。部活動改革の目的は、部活動における教師の負担軽減に加え、部活動指導等の意欲を有する地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の実現を図ることです。そこで、本市としましても、部活動改革に向けて、国の事業の一つである部活動指導員の配置支援に取り組むこととし、鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱を制定しその運用を開始するため鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する第 3 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので同条第 2 項の規定により教育委員会に報告しその承認を求めるものでございます。

それでは、議案書 38 ページを御覧ください。本設置要綱は趣旨、職務、身分、任用、任用期間、勤務時間、勤務日及び勤務時間の割振り、服務、解職、研修、附則で構成しております。この構成については、文部科学省の部活動指導についての通知や他市の例を参考に項目を整理しております。本市でも当該部活動の経験のない教員が顧問になっており、指導体制を充実し、負担軽減を図る必要がある学校、また、校内で重要な役職を担っていたり、出張が多かったりする顧問の負担を軽減する必要がある学校に配置します。今年度は 7 中学校で実施する予定で、現在面接や研修等の準備を進めております。今後アンケート等を取りながら検証していきたいと考えております。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

(笠井委員) 部活動指導員になられる方はこういった背景の方がなるのでしょうか。例えば、その部活の競技とかに精通した方であるのか、その学校その部活のOBであるのか、また、ある程度指導する時間が限られていると思いますので、他の仕事と兼務されるのか教えていただきたいのが 1 点。あともう 1 点が、この 4 番の部活動指導員という欄の「生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行う」ということで、事故などが起こった場合の対処について、研修を具体的に受けていた

だいた方が配置されるのかについて教えていただけましたらと思います。

(教育指導課長) 1点目の部活動指導員の任用に当たってですが、まず競技等については、面接もしますが、その競技に精通している者、それから以前、外部指導と言いまして、中学校がこれまでに地域の方等でお世話になっている方が部活動指導員になっていただく場合もあります。職業に至りましては、現在兼務の方もいれば、非常勤としてどこかに勤めてみえる方、それからもう退職されて地域で御活躍されている方と、多種多様でございます。2点目の事故が起きた場合の対応等につきましては部活動指導員に任用する場合、研修も義務付けられております。また、教育指導課の方で管理職対象に、するように指示しますし、学校でもそのような研修を行ってもらうようにしております。

(吉澤委員) 部活動指導員を導入していただくことで教員の負担軽減になると思います。また、内容も充実すると思いますが、教員が今まで技術的、体力的、精神的に部活動を通して生徒を大事に見守ってきたという指導力というのが指導員任せでよいのか、すごく心配するところがあります。そういったところはどのようにお考えでしょうか。

(教育指導課長) 部活動指導員を任用するに当たりましては、学校の管理職はもちろん、顧問と連携を図りながらやっていくということですので、全て部活動指導員に任せるといものではありません。学校の管理職、顧問と意思疎通を図りながら指導に当たっていきます。

(吉澤委員) 部活動指導員の方は技術的に優れていて、個性の強い方が多いように感じるので、率先して生徒の技術面だけを良くしようというようなことではなくて、中学生は精神面などいろいろな面で難しい年頃ですので、やはり教員のように平等に見守るのは大切だと思います。

(教育指導課長) 部活動指導員は会計年度任用職員で公務員という立場ですので、宣誓書を書いていただいたり、管理職との面談や研修と幾つかやるべきものというのが定められておりますので、それを随時確認したり、指導員の様子を見に行ったり、開始1年目ですので丁寧に対応していきたいと考えております。

(下古谷委員) 基本的に部活動指導員というのは、今までやっていた先生と同じことができると考えてよろしいですか。

(教育指導課長) はい、そうです。先ほど申し上げた外部指導者の場合は、個人で単独で引率ということができなかったのですが、部活動指導員は単独で指導ができる、引率ができるということになっております。

(下古谷委員) そうすると違和感があるところが幾つかあります。例えば第2条で部活

動において「校長の監督を受け、技術的な指導に従事するものとする。」としていて、技術的なものであると断言をしています。しかし、その下の職務のところを見ると、それ以外のものが入っているので違和感がありました。また、第8条では第2条と同じような表現をするときに「教育委員会および配置された中学校の校長の指揮監督を受け」とこちらは表現に教育委員会が規定されており、両方とも教育委員会があってもいいのではないかと感じたところです。それともう1点、第6条で勤務時間を定めていますが、もし中学校で1泊2日とかで引率をした場合には勤務時間が1日8時間以内となっていると夜間の指導は対象外となってしまうのでしょうか。

（教育指導課長

- ）まず第2条ですが、校長の監督下で技術的な指導に従事するものということで、国の方が想定するように不慣れな教員がいる場合、専門性の高い部活動指導員の技術的な指導が中心になりますので、このような規定としました。第2条第2項にはいろいろな指導内容があるのですが、職務を教諭等が行うことを妨げないと規定していますので、これを全部やっていただくというよりは、できるということでして、学校の管理職、顧問と相談をしましてどれをやっていただくかということは検討、協議していただくことになると考えています。それから第6条の部活動指導員の勤務時間は年間210時間以内という県からの指示があるのですが、土日の試合に行くことを考えて8時間とさせていただきました。1泊2日の試合というのは、現在はコロナで宿泊がないため、今後、検討させていただくのでよろしいでしょうか。

（下古谷委員）基本的に教員と同じ仕事ができる身分になっているのに実際は同じことができない縛りを規定しているというところが、少し限定されているようで気になったということでございます。

（教育委員会事務局教育次長）第2条の技術的な指導の部分ですが、この部活動指導員につきましては学校教育法施行規則で位置づけられておりまして、その規則の規定内容が技術的な指導に従事するものとする規定されておりますので、規則の規定をそのまま要綱でも規定しているということでございます。

（下古谷委員）それはわかるのですが、技術的なものでないものもたくさん含まれていたのが非常に違和感を持ったということです。（1）から（9）までは先生ならば当然やるべきことですが、部活動指導員は基本的に先生と同じことができるようになったということです。なので違和感を持ったということです。

（教育委員会事務局教育次長）その点につきましては、先ほど、教育指導課長が答弁申し上げましたように、技術的な指導の中身として文部科学省が示している内容を本市の要綱へ規定しているということでございまして、技術的な指導の幅が広いという解釈もあろうかと思えます。

(下古谷委員) やはり少し違和感があります。結局は部活動指導員が置かれたとしても、例えば天栄中学校のバスケットボール部は部活動指導員に任せるわけですが、名目上にせよやはり顧問として教員が付くという、一人独立してしっかり指導員だけでやっていくことは有り得ないということですね。

(教育指導課長) 文部科学省の部活動指導員の制度化につきましては、顧問と教諭が連携してやっている場合もあれば、部活動指導員が主になってそこに教諭が入るというようにいろいろなパターンがあります。しかし、文部科学省の通知等制度化の資料では部活動指導員単独でも学校と必ず連携しなくてはならないということですので、いかなる場合も学校の指示のもとで連携してやっていくということになると思います。

(下古谷委員) 基本は学校の校長先生、あるいは第2条第3項で顧問とはまた別に当該部活動を担当する教諭を指定しということで、顧問とは別に担当する先生を配置してくださいねということで、顧問とその担当する先生の違いが読み取れてないのですが、必ず担当する先生がいるということによろしいですか。

(教育指導課長) そのとおりです。

(下古谷委員) その先生と部活動指導員が連絡を取り合いながら、当然、学校とも連絡を取り合いながら、部活動指導員にお任せをしてクラブ活動をやりましょうということですね。ただ、そうすると先ほども申し上げましたが、一人で引率等ができてしまうようになるので従事する時間等というのが少し引っ掛かります。また、連絡する教諭と顧問との違いは具体的に何が違うのか理解できないです。

(教育委員会事務局教育次長) 先ほどの第2条第3項の規定のことと思いますが、その中で少し分かりづらいのですが、部活動指導員の職務の中で第2条第9項に事故が発生した場合の現場対応とあり、第2条第4項で事故発生した場合の対応等とあります。学校の教諭でなければできない部分を規定しておりまして、そのための顧問ということでございます。活動指導員では担うことができない部分を担当するのが教諭で、事故等の対応を行うため必ず置かなければならないという整理でございます。

(下古谷委員) そうですか。私はその前の年間月間指導計画の作成、生徒指導も担当教諭の職務に入ると思ったのですが、入りますよね。

(教育委員会事務局教育次長) 入ります。

(下古谷委員) 私は基本的にはクラブというのを1年間通してこういう活動でやってみましょうと整理するのが顧問と思ったので、連絡する先生との違いというのが分からないと言わせていただいたということでございます。私も文科省の通知は読んだことがあるので分かるのですが、そこがすごく違和感があったところです。

(教育長) 今日の新聞にも掲載されていましたが、文科省は 2023 年度から 3 年間で集中的に取り組んでいくとのこと。今までの学校での部活動の歴史は長いのですが、それを変えていくといろいろなことが発生してくると思います。その都度対応しないといけない部分も出てくると思いますが、まずはこういう形で進めてもらうということとよろしいでしょうか。ほかに御意見がございましたらお願いします。

(教育長) それでは、議案第 2027 号「専決（鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の制定）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2027 号を原案のとおり承認いたします。今後、注意を要すると思います。改善せざるを得ない部分も出てくると思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次に、議案第 2028 号「学校運営協議会委員の任命について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 2 項の規定に基づき、学校運営協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(教育支援課長) それでは、私からは議案第 2028 号「学校運営協議会委員の任命」につきまして、説明申し上げます。41 ページを御覧ください。各小中学校長から推薦がございました令和 4 年度の学校運営協議会委員の名簿でございます。校長を含めまして小中学校の委員の合計人数は 413 人、昨年度より 2 人減となっております。委員の内訳といたしましては、地域関係者が 280 人、昨年度より 2 人増えております。PTA 関係者が 82 人、昨年度より 4 人増、有識者が 11 人、昨年度より 8 人減、校長が 40 人となっております。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 前にも同じことを聞いたと思いますが、創徳中学校だけは委員数がかなり少ないと言いましょいか、運営協議会の方はこの人数で基本的にはやっていけるという判断でよろしいでしょうか。

(教育支援課長) 創徳中学校は 5 名から 7 名を行ったり来たりしているのですが、昨年

度の7名から今年度また1名減で6名になってしまいました。創徳中学校に確認したところ地域の方で1名、辞退された方がいて、他にも声を掛けたのですが、なかなか次の方が決まらなかったということです。学校としましては8名ぐらいは委員が欲しいということで、今もお声掛けを続けているということです。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2028号「学校運営協議会委員の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2028号を原案のとおり承認いたします。それでは、次に、議案第2029号「専決（鈴鹿市ふれあいセンターに係る使用料の減免の継続）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市ふれあいセンターに係る使用料減免の継続をするについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決しましたので、同条第2項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼地域協働課長) それでは、議案第2029号「専決の承認について」説明申し上げます。

43ページを御覧ください。鈴鹿市ふれあいセンターにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針のイベント開催基準である人員の収容率の上限50%と同様に、収容率の上限を50%にするとともに使用料についても50%の減免を行ってまいりました。令和4年3月30日に、「三重県指針」のver.15が一部改訂され、県・市主催イベントの開催基準が当面の間延長されることとなりました。収容率の上限を50%にすることについても継続されることとなりましたことから、ふれあいセンターにおいても現在と同様に収容率の上限50%と、使用料の50%の減免を継続するものでございます。期間は、県の開催基準と同様に、当面の間として、併せて使用料の減免も継続してまいります。減免の実施に当たりましては、市民の皆様に周知を図る必要があるため、本定例会前に一連の事務を進めさせていただく必要がございましたことから、本日、専決の御報告をさせていただくものでございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2029号「専決（鈴鹿市ふれあいセンターに係る使用料の減免の継続）の承認に

ついて」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。
(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2029 号を原案のとおり承認いたします。
それでは、次に、議案第 2030 号「佐佐木信綱記念館条例施行規則及び鈴鹿市資料館条例施行規則の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「佐佐木信綱記念館条例施行規則及び鈴鹿市資料館条例施行規則」の一部を改正するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(文化財課長) それでは私からは「佐佐木信綱記念館条例施行規則及び鈴鹿市資料館条例施行規則の一部改正」につきまして、説明申し上げます。

45 ページを御覧ください。この改正につきましては、指定管理者制度の取りやめに伴う関連条項の削除及び修正を行うものとして、先立って、令和 3 年度の 2 月教育委員会定例会の中で、佐佐木信綱記念館条例及び鈴鹿市資料館条例の一部改正を議案案件として上げております。その後、2 月の定例議会へ上程をし、議決されたため、それに伴い施行規則も同様に一部の改正を行うものです。施行期日は、条例と同様に、現在の指定管理者制度の満了日の次の日、令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。46 ページに改正部分新旧対照表に提示してございますので御確認ください。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 47 ページの新旧対照表のところで第 11 条が「新」の方では「略」となっているのはなくなるということでしょうか。

(文化財課長) そのとおりでございます。

(下古谷委員) そうすると「旧」の方では教育委員会へ業務報告書が作られていたが、それがなくなってしまうのでしょうか。教育委員会が行うことになっても何かまとめたものが必要ではないかと思います。

(文化財課長) そのとおりでございます。何らかの形では必要でございますので、施行規則には削除とありますが、何らかを求めてまいります。

(下古谷委員) 何かがあれば私はいいとは思いますが、なくなってしまうとなると今までずっとやってきたことが突然消えてしまうので、これまでの業務がこうだったっていうのがなくなってしまうということは、過去の流れというものかわからなくなっ

てしまうので、何か残せばいいと思います。

(教育委員会事務局教育次長) 今までは指定管理者の方でこの業務を行っていただいておりますが、教育委員会から離れたところで業務を行っていただいておりますが、当然それに対しての業務報告を教育委員会へいただく必要があるということでこの条項があったわけです。しかし、今回改めて教育委員会が直営で業務を行うということで、規則の整理上は業務報告書という形ですと、教育委員会は教育委員会に報告するというのは整理上齟齬がありますので、そういった意味でこの部分は一旦、規定の整理として削除させていただいております。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2030 号「佐佐木信綱記念館条例施行規則及び鈴鹿市資料館条例施行規則の一部改正 について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2030 号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第 2031 号「専決（鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正）の承認について」、議案第 2032 号「専決（鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正）の承認について」及び議案第 2033 号「専決（学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正）の承認について」を、椿幼稚園の廃園に関する所要の整備でございますので、一括してお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市立幼稚園園則」、「鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則」及び「学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程」の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。

(子ども育成課長) それでは、私からは専決の承認としまして、議案第 2031 号「鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正」、議案第 2032 号「鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正」、議案第 2033 号「学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正」につきまして、一括して説明申し上げます。

議案書につきましては 50 から 57 ページとなります。今回の 3 つの議案につきましては、鈴鹿市立椿幼稚園を廃園とする鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正が市議会令和 4 年 2 月定例議会にて議決され、同年 4 月 1 日から施行となったことに伴う所要の規定

整備等でございます。このことを受けまして、各規程等における鈴鹿市立椿幼稚園に係る規定を削る等所要の規定整備を行うことについて、専決処分を行い、今回、その承認をお願いするものでございます。

まずは、51 ページを御覧ください。「鈴鹿市立幼稚園園則」の一部改正でございます。資料の対照表のとおり、入園希望者数及び在籍児童数の減少に伴い、令和 4 年度から鈴鹿市立加佐登幼稚園において複式学級を導入するほか、鈴鹿市立椿幼稚園に係る規定を削るものでございます。

次に、資料 53 ページを御覧ください。「鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則」の一部改正でございます。資料の対照表のとおり、別表において、公印管理者が椿幼稚園長となっている項を削るものでございます。

最後に、資料 56 及び 57 ページを御覧ください。「学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程」の一部改正でございます。資料の対照表のとおり、別表から椿幼稚園の項を削るというものでございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2031 号「専決（鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正）の承認について」、議案第 2032 号「専決（鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正）の承認について」及び議案第 2033 号「専決（学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2031 号、議案第 2032 号及び議案第 2033 号を原案のとおり承認いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項 1 番目の「鈴鹿市教育振興基本計画 令和 4 年度実行計画について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) それでは、報告事項の 1 番目「鈴鹿市教育振興基本計画 令和 4 年度実行計画」について、説明申し上げます。

報告資料 1 ページの A 3 の「鈴鹿市教育振興基本計画 令和 4 年度実行計画」修正箇所一覧を御覧ください。年度終了に伴い、各基本事業の令和 3 年度実績値が確定いたしました。表中の赤色太枠部分でございます。その左隣の列に矢印で表記されております記号は、令和 2 年度実績との比較でございます。実績が上昇したものは青、下がったものは赤で着色しております。続いて、赤色太枠の右側の列は令和 4 年度及び令和 5 年度の目標値でございます。黄色に着色の部分は令和 3 年度の点検評価時の

目標値に対して修正した箇所でございます。なお、基本事業「1－2 ICTを活用した教育」につきましては、令和3年度中に令和5年度の最終目標値を達成できましたことから、その指標を「授業で大型提示装置（プロジェクタ、電子黒板等）などのICTを活用した学校の割合（週1回以上）【学校質問紙】」から「児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を授業で活用した学校の割合（ほぼ毎日）【学校質問紙】」へ変更しております。参考といたしまして、資料の最後に今回の修正内容を反映させました「鈴鹿市教育振興基本計画 令和4年度実行計画」を、併せてお配りさせていただいております。

（教育長）ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら伺いしたいと思います。

（教育長）よろしいでしょうか。それでは、次の報告事項に移ります。

報告事項2番目の「令和3年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について」をお願いします。

（学校教育課長）それでは、私からは報告事項「令和3年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況」につきまして、説明申し上げます。

2ページを御覧ください。1番にございますように、成果指標及び活動指標の目標値を設定して取り組んでまいりました。2がその結果となります。

（1）の時間外職員につきまして、延べ数となりますが、月80時間超の職員は76人から62人に減少し、月45時間超の職員は900人から1,158人に増加しました。年間360時間超については、240人から274人に増加しました。新型コロナウイルス感染症の第5波デルタ株への対応、オンライン授業の準備、第6波オミクロン株への対応等教職員に求められることが膨大になってきた1年ではありますが、その中でも教員は1か月に45時間以内、1年に360時間以内を常に意識して学校全体で組織的に取り組んできたところでもありますので、現在、この程度で収まっているのではないかと考えています。また、部活動のガイドラインを守る意識や各学校における留守番電話対応の導入により、教職員の意識改革は以前と比べまして、随分と進んできたと聞いています。相変わらず同じ先生が長時間となる傾向がございますが、特に、中学校の先生が多く、学年主任、研修長、進路指導主事など、主要な校務分掌を担当している先生が多くなっておるという傾向がございます。

（2）の時間外労働時間についても1か月当たりの平均ですが、若干の増加となっております。（3）は休暇取得になります。令和3年度は夏季休業日の短縮はありませんでしたので、その影響もあって増加となっております。

3ページを御覧ください。（4）は、三重県、鈴鹿市、学校による、「統一した3項目の取り組み状況」です。目標の「定時退校日に定時に退校できた職員の割合90%」に対して、小学校72.9%、中学校87.3%となりました。また、「60分以内に終了した会議の割合70%」の目標に対しまして、小学校67.5%、中学校71.3%となりました。会議時間短縮について、各学校でペーパーレス化や資料の事前配付、事前の時間設定等、以前に比べまして非常に工夫をしていただきまして、1時間以内を意識した会議

が開催されています。ただ、議題が多い時や、重要な課題がある場合はその学校におきまして若干1時間を超えることもございました。

4 ページを御覧ください。これらを踏まえまして、今年度、令和4年度の「学校における働き方改革の推進」になります。考え方や、取組、指標等を一枚にまとめたものとなっております。成果目標及び活動目標の目標値は、令和3年度の数値を継続してまいります。目標達成に向けて、校務支援システムを活用した出退勤時間の把握、ICTを活用した授業方法、資料の提示、それから共有化、会議等のオンライン化を進めてまいります。また、スクールライフサポーター、外国人指導助手、スクール・サポート・スタッフ、学習指導員などの専門家や外部人材を活用するとともに、鈴鹿市運動部活動指針の一層の徹底や、学校における留守番電話対応の推進を図り、小さなことにはなりますが、それを積み重ねることによりまして、さらに学校における働き方改革を着実に進めてまいりたいと考えております。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 報告ありがとうございます。新型コロナウイルスの感染状況で先生方も本当に日常業務に加えていろいろな対策に追われて頭が下がる思いです。時間外労働、特に月 80 時間超の先生方に対するいわゆる産業医面談といたしますか、そういった取り組みのシステムと、どれぐらいの先生方がそういったシステムを利用いただいているかということをお聞かせ願いたいのが1点。あともう1点は、ストレスチェックなどでの先生方のストレスを客観的に測られておると思うのですが、その状況がもしわかれば教えていただきたいと思います。また3点目として、実際に時間外労働によってメンタル不調を起こされた先生方もいらっしゃると思いますが、分かる範囲で教えていただけましたらと思います。

(学校教育課長) 1点目の産業医面談に関してですが、80時間超えの職員を、毎月、学校長から学校教育課へ報告をいただきまして、その中で産業医の面談を希望するかしないかを聞かせていただいております。80時間を超えていなくても産業医の面談を希望する職員は、契約している産業医と面談する機会を持っております。令和3年度の産業医面談の状況につきましては3名の方が産業医と面談を行っております。ただ3名とも80時間を超えたという場合ではありませんでして、80時間以下の方も入っております。

2点目のストレスチェックですが、ストレスチェックは各学校で行っており非常にストレスが高いという結果が出ております。ストレスがたまらないように、また風通しの良い職場になるように、常に所属の校長が普段から声を掛けているという状況になっております。なお、ストレスチェックの内容につきましては、所属長が個人の内容を見るということではできませんので、あくまで本人が御覧いただくということになっております。

それから3つ目のメンタル不調でございますが、メンタル不調によって休職等しばらく働けなくなる方は、明らかに長時間労働が原因とされておられません。複数の要因

が重なっておりまして、長時間労働のみによってメンタル不調が起こったというところまでは把握はできておりません。

(下古谷委員) 最近、有給休暇というのは1年に5日は最低取ってくださいというのがあったと思うのですが、目標 22 日の中で学校として一斉休校のようなものを5日間設けているというのではないのでしょうか。

(学校教育課長) 夏季休業中に教育委員会の方から休校期間を設けさせていただいております。その期間は教員が必ず休めるような環境を作っております。

(下古谷委員) そうすると目標 22 日を達成するためには、あと 17 日を各教員がどこかで有休を取ってくださいねということになるのでしょうか。

(学校教育課長) そのとおりでございます。その5日間を含めて年間で目標値としてさせていただいております。有休だけではなくて特休も含めた日数になっております。

(下古谷委員) 特別休暇は3日間でしたか、5日間でしたか。特別休暇も含めて22日間ということですか。

(学校教育課長) 県費教職員の特別休暇は5日間になっておりまして、それも含めて22日となっております。

(下古谷委員) できるだけ休暇が取れる環境にできればと思います。だいぶ近づいていると思います。もう1点ですが、4ページの一覧表を見たときに左下のところで「予定通り休養日を実施できた部活動の割合 95%以上を目指す。」と書いていたところが、2ページになると予定通り「設定」と言葉が微妙に「実施」が「設定」に変わっているのですが、これはあえて変えているのですか。

(学校教育課長) 御指摘いただきましたので「設定」の方に表記を統一させていただきたいと思います。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

報告事項3番目の「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について、資料5ページを御覧ください。

「1 市内の発生状況について」についてでございますが、令和4年度になりましたので4月1日からの集計を報告させていただきます。4月24日現在までに市内の発生数が1,806例、過去からの延べ件数として9,616例となっております。

「2 市立小中学校の発生状況」についてですが、同じく4月24日現在で、児童生徒が25の小学校で215名、10の中学校で75名、教職員が7の小学校で8名、4の中学校で8名の発生状況となっております。

「3 市立小・中学校の臨時休業について」ですが、現在、No. 1, 2の愛宕小学校、玉垣小学校の学級閉鎖の報告がなされております。

「4 その他」についてですが、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂については、4月1日付けで文部科学事務次官通知が提出されております。その主な内容としましては、感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席に関する対応、臨時休業の実施の考え方、やむを得ず登校できない児童生徒等への学習指導等についての改訂がなされたものでございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。

「令和4年5月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和4年5月教育委員会定例会でございますが、令和4年5月24日(火)午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、令和4年5月教育委員会定例会を令和4年5月24日(火)午後2時から教育委員会室において開催することにいたします。

(教育長) 以上をもちまして、令和4年4月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

4月教育委員会定例会終了 午後3時15分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 山中 秀志